

諮問番号：諮問第 148 号

答申番号：答申第 148 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 62 条第 3 項の規定に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当であるとはいえず、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により、本件処分を取り消すべきである。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

これまでの処分庁の行き届かない、よろしくない行為が積もり積もったため、家庭訪問や収入申告書について対応しない。

上記行為について、処分庁職員に理由の説明と謝罪文の作成を求める。

2 回の指導・指示に従わなかったことについての正当な理由の有無について、家庭訪問等に対応しなければならないことも分かっているが、これまで述べた全てが積み重なって、法律違反、義務違反を行っており、正当化しているつもりはない。

#### 2 審査庁の主張の要旨

処分庁は、審査請求人に対し、法第 27 条第 1 項の規定に基づき、届出義務を履行するよう指導指示を行ったが、審査請求人が当該指導指示に従わないことから、法第 62 条第 1 項の規定に違反したとして、弁明の機会を付与した上で、本件処分を行ったものである。

よって、本件処分の処分通知（「令和元年 9 月 20 日付け保護廃止決定通知書」をいう。以下同じ。）の記載が「その他」、「指導指示違反による」という内容だけであったとしても、審査請求人は本件処分が法第 62 条に基づく処分であることを了知していたと判断できる。

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点があるとまでは認められず、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

本件処分の処分通知について、処分庁は、処分理由を「その他」、「指導指示違反による」と記載している。

行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項本文において、不利益処分をする場合にその理由を掲示すべきものとしている趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名あて人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるところにあると解される。そして、どの程度の理由を提示すべきかは、この趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきである。（最高裁第三小法廷平成23年6月7日判決・民集65巻4号2081頁参照）。

また、提示すべき理由の内容及び程度は、特段の理由のない限り、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に抽象的に根拠規定の該当条項を示すだけでは、それによって当該規定の適用の原因となった具体的な事実関係をも当然に知り得るような例外の場合を除いては、法の要求する理由の提示として十分ではないと解すべきであるとされている（最高裁第一小法廷昭和49年4月25日判決・民集28巻3号405頁参照）。

本件においては、審査請求人が指導指示に従う義務に違反した事実があるとして処分がなされたものであるが、そのような場合において、どのような処分をとるかについては処分庁の裁量が認められている。これに加え、保護の廃止処分が重大な処分であることに鑑みれば、処分庁には、最も重い保護の廃止処分を選択した理由及び適用の原因となった事実関係を具体的に記載することが求められると解するのが相当である（津地裁平成30年3月15日判決・判例時報2434号26頁、名古屋高裁平成30年10月11日判決・判例時報2434号23頁参照）。

処分庁は、平成30年3月以降の収入申告書及び平成30年度資産申告書の提出に係る指導指示違反のほか、過去1年以内の文書による指導指示違反及び立入調査拒否があったとして本件処分に至った理由を述べているが、本件処分の処分通知書には、理由とし

て「その他」、「指導指示違反による」と記載しているのみであり、本件処分の根拠規定、本件処分が選択された理由及び当該規定の適用の原因となった具体的な事実関係は記載されておらず、これらを当然に知り得るような事情はない。

したがって、審査請求人は、本件処分において行われた理由提示では、本件処分に至った理由を了知しえないものと解され、本件処分の理由提示には不備があり、その余の点を審理するまでもなく、本件処分は違法又は不当なものと認められる。

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

令和 4 年 3 月 11 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 4 年 7 月 14 日の審査会において、調査審議した。

#### 第 5 審査会の判断の理由

法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する法定受託事務であり、当該事務は、法令のほか、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）等に基づいて行われている。これら国からの通知は、法定受託事務の処理基準と位置付けられている。

処分庁は、次官通知及び課長通知に則り、審査請求人に対し、概ね 3 カ月ごとの収入申告書の提出及び年 1 回の資産報告書の提出を求めていたが、審査請求人は、平成 30 年 3 月以降の収入申告書及び平成 30 年度分の資産報告書を提出していない。

そのため、処分庁は、法第 27 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 6 月 6 日付け及び同年 7 月 25 日付けで書面により指導指示（以下「本件指導指示」という。）を行ったが、審査請求人は、本件指導指示に従わなかったものである。

法第 62 条第 1 項の規定では、保護の実施機関が法第 27 条の規定による指導指示をしたときは、被保護者は当該指導指示に従わなければならないが、法第 62 条第 3 項の規定では、保護の実施機関は、被保護者が同条第 1 項の指導指示に従う義務に違反したときは、

保護の変更、停止又は廃止をすることができる旨を規定している。そして、同条第4項は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を付与しなければならない旨を規定している。

また、課長通知（第11の問1）答において、被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準が示されており、同答3(1)では、「最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは健診命令違反があったとき」は、保護を廃止することとされている。

審査請求人は、平成30年5月から家庭訪問の受入れを拒否しており、処分庁による2回（平成30年10月31日付け及び同年12月17日付け）の指導指示書「家庭訪問（訪問調査）の受け入れについて」にも従わなかったことから、処分庁は、本件指導指示違反のほかに文書による指導指示に対する違反及び立入調査拒否があるとして、法第62条第4項の規定に基づく弁明の機会を付与した上で、課長通知に則り、審査請求人の保護を廃止する処分を行ったものであり、本件処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

しかしながら、本件処分の処分通知書には、処分の理由として「その他」「指導指示違反による」としか記載されておらず、行政手続法第14条において、不利益処分をする場合にその理由を提示すべきものとしている趣旨にそぐわず、理由の提示としては不十分である。

本件処分が、保護の廃止処分という重大な処分であることに鑑みれば、処分庁には、保護の廃止処分を選択した理由及び適用の原因となった事実関係を具体的に記載することが求められると解するのが相当である（津地裁平成30年3月15日判決・判例時報2434号26頁、名古屋高裁平成30年10月11日判決・判例時報2434号23頁参照）。

よって、本件処分に存するこれらの瑕疵に照らし、本件処分は取り消されるべきである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 谷本 拓也